



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3225号 2016.8.31 発行

### リオパラリンピック 日本の目標は金10個

NHK ニュース 2016年8月31日

リオデジャネイロパラリンピックの開幕まで、あと1週間です。日本は4年後の東京大会につながるためにも、金メダル10個という高い目標を掲げています。

リオデジャネイロパラリンピックは来月7日に開幕し、12日間にわたって22の競技が行われ、およそ170の国と地域から4300人余りの選手が参加する予定ですが、ロシアは国家主導のドーピング問題のため参加を認められませんでした。

日本は17の競技に合わせて132人の選手が出場する予定で、日本選手団の主将は車いすバスケットボールで4回目の出場となる藤本怜央選手、旗手は車いすテニスの女子シングルスで世界ランキング2位の上地結衣選手が、それぞれ務めます。

JPC=日本パラリンピック委員会は、今大会、金メダルはロンドン大会の倍の10個、順位は10位以内という高い目標を掲げ、2020年東京大会に向け、さらなる飛躍につなげたい考えです。

期間中、リオデジャネイロには日本選手の体調管理や情報分析の面で支援を行うマルチサポートハウスが、パラリンピックでは初めて設置される予定で、日本が過去最多となる41個のメダルを獲得したオリンピックに続く活躍が期待されます。

### 車いすテニス 国枝 3連覇なるか

車いすテニスの国枝慎吾選手は、男子シングルスで3連覇を目指します。

国枝選手は、素早く巧みな車いすの操作と正確なショットが持ち味です。2006年に世界ランキング1位となり、2007年には四大大会のシングルスすべてを制するグランドスラムを史上初めて達成しました。さらにパラリンピックの男子シング



ルスで北京大会、ロンドン大会と連覇を果たすなど、長年、車いすテニスで世界の頂点に君臨してきました。

しかし、ことしは1月の全豪オープンで1回戦で敗れ、その後、痛めていた右ひじを手術したものの、思うように回復せず、国際大会にも出場できなかったため、世界ランキングは7位まで後退しました。

先月後半から急ピッチで調整を行い、今月、2か月ぶりに出場したカ



ナダの大会で優勝するなど、状態は戻りつつありますが、リオデジャネイロ大会で期待のかかるシングルス3連覇は、国枝選手にとって大きな挑戦となります。

国枝選手は「ことしはこれまでの競技生活の中で最も苦しい1年だった。ラケットすら握れず、もうダメかと考えた時期もあったが、ようやく挑戦ができる状態まで戻ってきた。パラリンピックは特別な重みのある大会なので、必ず3連覇を達成したい」と意気込んでいました。

### 旗手務める 車いすテニス 上地

日本選手団の旗手を務める車いすテニスの上地結衣選手は、女子シングルスで金メダル獲得を目指します。

上地選手は高校3年生で初めて出場した前回のロンドン大会で、シングルス、ダブルスともに準々決勝まで進みました。その後、プロとして活動を始めて、おとし、四大大会ではシングルスで2大会優勝、ダブルスでは4大会すべてで優勝しています。

左利きで、多彩なショットを正確に打ち分けるテクニックが持ち味で、最新の世界ランキングは2位につけています。リオデジャネイロ大会に向けては、バックハンドで縦回転のスピンをかけるショットを新たに習得するなど、さらなるレベルアップを図ってきました。

上地選手は「ロンドン大会は初出場で何もわからないままだった。今回は経験を重ねて、世界での立ち位置も変わっているので、また違った形で臨む大会になる。この4年、リオデジャネイロ大会を一番の目標にやってきたので、金メダルを狙いたい」と話していました。



### 競泳 木村 複数の金メダルに期待

金メダル獲得が期待される競泳の木村敬一選手は、目に障害のあるクラスで3大会連続でのパラリンピック出場です。前回のロンドン大会では100メートル平泳ぎで銀メダル、100メートルバタフライで銅メダルを獲得しました。

その後、競泳の元日本代表選手の野口智博コーチの指導のもと、体につけた袋を引っ張りながら負荷をかけて泳ぐ練習などで筋力の強化を図りました。さらに心肺機能を強化するためバイクを全力でこぐトレーニングも取り入れ、レース後半に失速しない持久力を身につけ、着実にタイムを伸ばしてきました。

去年7月の世界選手権ではこの2種目で金メダルを獲得するなど、合わせて4個のメダルを獲得していて、リオデジャネイロパラリンピックでは競泳のエースとして、複数の金メダル獲得に期待がかかります。

木村選手は「4年前よりもパワーとスタミナが向上したと思う。積んできた練習に自信があるので、本番では自分を強く信じるのがいちばん大事だと思う。金メダルを目指して精いっぱい頑張りたい」と話していました。



「4年前よりもパワーとスタミナが向上したと思う。積んできた練習に自信があるので、本番では自分を強く信じるのがいちばん大事だと思う。金メダルを目指して精いっぱい頑張りたい」と話していました。

### 陸上走り幅跳び 山本 一時世界記録も

陸上の山本篤選手は、男子走り幅跳びで初めての金メダル獲得を狙います。

左足が義足の山本選手は、2008年の北京大会の男子走り幅跳び、足に障害のあるクラスで、日本の義足の陸

上選手として初めて銀メダルを獲得し、100メートルでも5位入賞を果たしました。

続くロンドン大会ではメダルを逃しましたが、それ以降、義足側の筋力を徹底して鍛えてフォーム改善を図ったことで、走るスピードが上がり、それに伴って跳躍の飛距離も大幅に伸びました。

そして、去年の世界選手権では走り幅跳びで大会連覇を果たし、ことし5月には当時の世界記録をマークしました。記録はその後、別の選手に塗り替えられたものの、7月にも自己記録を6メートル62センチに更新するなど、34歳で迎えるリオデジャネイロ大会に向けて調子を上げています。

山本選手は「リオが自分の人生の中での勝負どころ。必ず金メダルを取りたい」と力強く話していました。

#### 「ブレード・ジャンパー」ドイツのレームに注目

今大会、世界で最も注目されている選手が、陸上男子走り幅跳びに出場するドイツのマルクス・レーム選手です。

右足が義足のレーム選手は前回のロンドン大会で金メダルを獲得し、「ブレード・ジャンパー」とも呼ばれています。

おとし、障害者では初めて8メートルを跳び、去年の世界選手権では8メートル40センチの世界新記録をマークして、ロンドンオリンピックの金メダルの選手の記録を上回りました。

レーム選手はリオデジャネイロオリンピックへも出場を希望しましたが、競技で義足が有利に働いているという指摘を受け、出場を断念しています。

リオデジャネイロオリンピックの男子走り幅跳びではアメリカの選手が8メートル38センチを跳んで優勝していて、レーム選手がパラリンピックで再びこの記録を上回ることができるのか、大きな注目が集まっています。

レーム選手は足に障害のあるクラスのうち、ひざから下で切断している「T44」というクラスで、日本注目の山本篤選手は、これより障害の程度が重い太ももで切断の「T42」のクラスに分かれているため、別々に競技が行われます。

#### 大阪) パラリンピック水泳の広田選手が堺市長を表敬訪問 朝日新聞 2016年8月31日



市長に抱負を語る広田真一選手と母親の淳子さん＝堺市堺区

9月に開幕する障害者スポーツの競技大会、リオデジャネイロ・パラリンピック



の水泳100メートル平泳ぎに出場する堺市中区の広田真一選手(20)が25日、母親の淳子さん(41)と竹山修身・堺市長を表敬訪問し、「ベストの記録を出して決勝に残りたい」と抱負を語った。

広田選手は府立泉北高等支援学校を卒業。発達障害があり、松原市の作業所で働いた後、南区のプールで5～6キロ泳ぐ練習を続けてきた。中学3年から競技を始め、世界ランキングは13位。目標は4年後の東京パラリンピック出場で、「今回は上位の選手に食らいついてラストを飛ばしたい」と話す。

竹山市長は「最高のコンディションでがんばって」と激励。奨励金10万円と出場記念のスポーツバッグを手渡した。(村上潤治)

## 増やせ障害スポーツ指導員 4年後パラ目標3万人

共同通信 2016年8月31日

障害がある人のスポーツ参加を支援する「障がい者スポーツ指導員」は7月末現在、全国に2万2214人で、10年以上ほとんど増えていないことが31日、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会のまとめで分かった。

リオデジャネイロ・パラリンピックが9月7日に開幕。協会は2020年の東京大会に向け、障害者スポーツの裾野を広げるため指導員を3万人に増やしたい考えだ。制度の認知度を高め、研修を増やすなどの環境づくりが急務となる。

指導員は同協会がつくった資格制度。初級から上級まで3段階あり、初級は障害の特性などについて必要な講習を受ければ取得できる。

## 障害者の人生を理解していたのか 相模原事件取材して 照屋健

朝日新聞 2016年8月31日

事件があった「津久井やまゆり園」=26日、相模原市緑区、北村玲奈撮影



神奈川県相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」で19人が死亡した事件から1カ月が過ぎた。平成で最悪という規模の殺人容疑事件。事件が社会に投げかけたものは何だったのか。記者が現場を歩き、考えた。

園の前に設けられた献花台には、祈る人の姿が絶えない。近くに住む元職員の塚本ハルさん(90)は、杖をついてやって来た。

「自分の息子をやられたのと同じですよ。なんで息子たちが殺されなければいけないんですか。どうして、どうして」。涙を流し、こう繰り返した。



差別の理不尽、感覚で学ぶ 同和問題啓発強調月間インタビュー  
佐賀新聞 2016年08月31日

松本英将さん

佐賀県人権・同和教育研究協議会 松本英将・前研究局次長に聞く  
=「価値ある存在」子どもに自信を=

インターネット上には今、被差別部落の人たちや在日外国人、障害者らに対する差別的な言葉があふれている。ヘイトスピーチ(憎悪表現)やヘイトクライム(憎悪犯罪)という深刻な人権侵害を生む土壌にもなっており、教育で差別の芽を摘むことは社会の重要課題になっている。8月は同和問題啓発強調月間。佐賀県人権・同和教育研究協議会(佐同教)の松本英将さん(47)に、現状と今後

の人権教育のあり方について聞いた。

ー松本さんは小学校教諭として20年間、人権教育に尽力してきた。同和問題をめぐる現状と課題は。

部落差別の解消を目指し、国が同和対策事業に取り組んで50年近くになる。結婚差別や就職差別は依然としてあるが、随分減った。「寝た子を起こすな」というか、これ以上、同和問題に取り組まなくても差別は自然と解消されるという意見も聞こえてくるが、ネット上には被差別部落に対する間違った情報や悪意に満ちた言葉があふれており、子どもたちがそれをうのみにする危険性がある。

県内でも10年ほど前、県立高校を卒業した大学生が、部落差別に関わる賤称（せんしょう）語を使った中傷の手紙を母校や教師に送った。前年度は中学校で、生徒が同級生に賤称語を使っている。これらはネットだけが要因ではないが、「寝た子を起こすな」という考え方はますます成り立たなくなっている。

ー正しい知識こそが差別を防止するというのは人権教育の基本だが、松本さんはそれだけでは不十分という考えに至った。

長い間、県内では「部落問題の歴史を正しく教えれば、子どもたちの心は差別解消に向かう」という認識のもと、知識教育に力が注がれてきた。同時に「差別を受けた人はこんなつらい思いをしているから、差別をなくそう」という「同情」や「思いやり」の学習が行われた。これでは、子どもたちが部落問題を「昔のこと」「かわいそうだけど自分には関係ないこと」と捉えてしまう恐れがある。

克服するには「差別はいけません」的な学習から脱却し、現代の部落問題を学ぶことを通して、「差別とは何か」「なぜ起きるのか」「どうすれば乗り越えられるか」という学習に転換しなければならない。

私は4年前から、ネットの匿名掲示板の書き込みを引用し、授業をしている。掲示板では佐賀県民に対し、「賀人」という蔑称が使われており、実際に見た子どもたちは「(書き込みをした人は)佐賀に来たことがあるのか」「私たちの何を知っているのか」と不愉快になる。それって、被差別部落の人の気持ちと同じなんです。人の価値が、住んでいる「土地」だけで決められる理不尽を、知識ではなく感覚として分かれば、身近な問題として考えることができる。

「差別をどう乗り越えるか」については今、被差別部落出身者であることを親から聞かされない子も多い。少子化で被差別部落の子ども自体が減り、一生知らないままで済むかもしれない。でも、結婚のときに初めて差別に直面した場合、絶望は計り知れない。できるだけ早いうちに自分の立場と出合わせて、乗り越えるすべを身に付けてもらうことが、子どもたちを幸せにすると考えている。

ー佐同教では部落差別以外の人権問題にも積極的に取り組んできた。

いじめも差別の一つであり、いじめを乗り越えるための研究を進めている。性的少数者については近年、相談が寄せられるようになり、県内の支援団体と連携して対応している。障害のある人たちとは交流の機会を多く持ち、「かわいそうな人」「普通じゃない人」というステレオタイプの偏見をなくすことから取り組んでいる。

神奈川県相模原市の障害者施設殺傷事件については、教育者全員が重い課題として捉えていると思う。容疑者の青年がなぜ障害者を排除する考えを持ったのか。きちんと学ぶ機会があったのか。全ての子どもたちに、自身が価値ある存在であると自信を持たせられる教育活動をつくり上げる必要がある。

ーマイノリティー（少数者）排除の言葉が公然と語られ、社会がだんだん不寛容になっているように感じる。人権教育がやりにくくなっていないか。

ニュースでは、差別的な事象や残虐な事件ばかりがクローズアップされるが、私たちの身の回りには、みんなが幸せに生きられる豊かな社会をつくらうとしている人たちがたくさんいる。子どもたちの生き方のモデルになるような人たちとの出会いをできるだけ多く仕込むことが、人と人とが生身で関わるのが少なくなっているネット時代の教師の役割

だと思う。

■まつもと・ひでまさ 1993年、佐賀県教育委員会に小学教諭として採用された。結婚差別の相談を受けたことを機に同和問題に取り組むようになった。2015年度まで、県内の全教職員が会員の「県人権・同和教育研究協議会」の研究局次長を務め、4月から佐賀市同教の研究局長。

## 広範囲で浸水 避難所など孤立化か 北海道 南富良野町

NHK ニュース 2016年8月31日

北海道の南富良野町によりますと、町内を流れる空知川の水があふれ、役場などがある中心部の幾寅地区が広い範囲で水につかっているということです。住宅のほか老人ホームなどの福祉施設や避難所となっている施設でも建物や周りの道路が水につかり、多くの人々が外に出られなくなっているということです。現在、消防がボートなどを使って取り残された人を救出しているということです。

南富良野町の幾寅地区にある障害者支援施設「南富良野からまつ園」の職員によりますと、建物の1階が浸水し、午前6時ごろの時点で足首ぐらいの高さまで水につかっているということです。利用者や職員などおよそ120人は建物の2階や3階に避難していて、今のところ体調を崩している人はいないということです。

また、同じ地区にある障害者支援施設「南富良野こざくら園」の職員によりますと、この施設でも建物が床上まで浸水したということです。この建物は平屋建てのため、利用者や職員などおよそ50人はテーブルの上などに上がっているということです。体調を崩している人はいないということです。

### 南富良野町 記録的な大雨に

気象庁によりますと、北海道の南富良野町では29日から雨が断続的に降り続き、台風10号が接近した30日夜から31日未明にかけて発達した雨雲が次々とかかりました。

南富良野町の東部付近では、気象庁のレーダーによる解析で30日午後1時半までの1時間におよそ90ミリの猛烈な雨が降ったとみられ、気象庁は「記録的短時間大雨情報」を発表しました。29日の降り始めから31日未明までに降った雨の量は、気象庁の観測点がある南富良野町幾寅では、183.5ミリに達し、平年の8月1か月分を超えたほか、国土交通省が南富良野町落合に設置した雨量計で512ミリに達する記録的な大雨となっています。

## 第30回：施設による利用契約解除～利用者間の暴行と賠償責任～

早稲田大学 教授 菊池 馨実

### 事案の概要

X（原告。昭和52年生まれ）は、幼少期から知的障害（総合判定A）および四肢機能障害（2級）を有する女性である。

Xは、Xを「利用者」、Xの父Cを「保護者または代理人」として、指定障害者支援施設を設置・運営する社会福祉法人Y（被告）との間で、平成17年ごろ、障害者短期入所サービス利用契約（本件契約）を締結し、1年ごとに更新してきたが、平成24年2月の更新を最後に、更新手続きがなされていない。

Xは、平成24年4月27日午後3時30分頃、本件施設の女子棟内において、他の利用者Eから胸部を蹴られ、コンクリートブロックの壁で後頭部を強打して、後頭部打撲の傷害を負った（本件事故）。

Yは、Xの両親CおよびDに対し、平成24年5月5日、本件施設の利用日を午後毎日ではなく、入所者の作業のない土曜日と日曜日に限定するように求め、話し合いをした。

Y は、X に対し、平成 24 年 5 月 14 日頃、Y 代理人弁護士を通じて、Y の施設職員が C から、上記話し合いの場で恫喝され、同日以降、誹謗中傷されたことにより、C および X との間の信頼関係が完全に破壊されたとして、本件契約 8 条 3 項②（「Y は、利用者が Y やサービス従業者または他の利用者に対して本件契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合、利用者に対し、30 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、本件契約を解除することができる。」）の解除事由に基づき、本件契約を解除する旨の意思表示をした。

これに対し、X は、Y に対し、同月 23 日、X 代理人弁護士を通じて、上記解除の効力は認められない旨を主張し、引き続き本件契約に基づくサービスの提供を求めた。X は、平成 24 年 6 月 1 日以降、本件施設を利用できていない。

こうした経緯の下、X から Y に対し、①本件契約の解除につき、契約上の利用者としての地位にあることの確認および損害賠償を求めるとともに、②本件事故につき、損害賠償を求めたのが本件である。

### 《判決》

### 【請求一部認容】

#### 1 契約解除の有効性

「確かに、C は、Y との平成 24 年 5 月 5 日の話し合いの場で、机を叩き、大声をあげるなど、不穏当な言動をした場面があった。

しかし、C が Y の施設職員に対してこのような言動に及んだのは、X が本件施設を利用してから 12 年間で、この 1 回のほかにない。しかも、C がこのような言動に至ったのは、本来、本件事故の被害者であるはずの X が、Y の一方的な判断により、本件施設の利用を土曜日と日曜日のみに制限され、当日、1 時間 45 分もの長時間の話し合いを経ても、Y が何ら譲歩の余地も見せず、結論ありきとして話し合いを打ち切ろうとしたところにある。そのことは、Y において、X の両親に対する事前の協議もないまま、話し合いに先立って X に対する利用制限を a 市役所に報告し、これを既成事実としていたことから窺われる。」「このような従前の経緯や当日の Y の対応に照らすならば、C が、上記のような不穏当な言動に及んだとしても、真にやむを得ないとみるべき側面があり、これを重大な背信行為であると評価するにはなお十分ではないというべきである。」

「以上によれば、本件契約の解除事由がないから、解除の効力を認めることはできない。」

#### 2 安全配慮義務違反

「本件事故当時、E は、デイルームからトイレの方向に向かって歩き出した当初は、何ら暴力的行為におよぶ兆候を示していなかった。その後、突如として、X に暴力を振るったというのである。本件事故は、まさに突発的で予期することができない事故であったというべきである。このような状況の下では、Y の施設職員としては、……本件事故を予見することは困難であり、加害者の動静を注視していたとしても、本件事故を避けることができなかつたといえることができる。したがって、Y に安全配慮義務違反を認めることはできない。」

以上のように判示し、裁判所は、サービス利用契約上の利用者たる地位にあることの確認と、利用拒否に係る慰謝料等 28 万円余の限りで X の請求を認容した（大阪地裁堺支部平成 26 年 5 月 8 日判決〔判例時報 2231 号 68 頁〕）。

### 【解説】

#### 1 はじめに

本件は、指定障害者支援施設での利用者間の暴行事故を契機とするトラブルをめぐって提起された訴訟である。安全配慮義務に係る判示のみならず、施設側からの利用契約解除が争われたという意味でも興味深い事案であるため、今回紹介することにした。

#### 2 施設側からの契約解除

本件では、本件事故に係る施設側との話し合いの席での C の不穏等な言動や、その後、D が施設職員に対し、人権侵害、名誉棄損で裁判に訴えるなどと述べたことが、信頼関係を破壊する「重大な背信行為」にあたるかが争われた。その前提問題として、そもそも本

件契約条項が「利用者」による「重大な背信行為」を契約終了事由としていることとの関連で、Cらの「利用者」該当性が争点となる余地がある。しかし、本判決はこの点をとくに問題とせず、Cらの言動等が「重大な背信行為」であるとは評価できない旨判示した。Cらの「利用者」該当性を当然の前提としているものとみられる。

Yは、1年更新である本件契約が期間満了により終了したとも主張している。これに対し本判決は、「Y側から一方的にその施設において福祉サービスの利用を受けることができなくさせるような更新拒絶を安易に認めるのは相当ではない。Yが本件契約の更新を拒絶するためには、更新を拒絶する正当な理由が必要であると解すべきである（「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」〔平成18年9月29日厚生労働省令172号〕9条参照）。」「Yには、本件契約の更新を拒絶し得るような正当な理由は見当たらない。」として、Yの主張を排斥し、Xの本件契約上の利用者たる地位を認めた。

利用者本人というより、要求の激しい家族等への対応に窮する事態は、介護施設等でも同様に生じていよう。上記判示部分が示唆するように、人員・設備・運営基準等において（たとえば「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」4条の2など）、「正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない」とされていることとの関連で、契約の解釈にあたって、この「正当な理由」の有無が、契約解除や更新拒否の適否を判断するに際して問われることになる。

本件は、Yが本件事故の「被害者」であるXへのサービス提供を制限しようとしたことに端を発する紛争である。Cらの対応にもやむを得ない面があり、本判決の結論は妥当であると思われる。

### 3 安全配慮義務違反

本件事故に係るYの安全配慮義務違反につき、本判決で紹介したように判示し、これを否定した。

このほか本判決は、Eの暴行の多くは職員に対する重篤でないものであったこと、20人を超える知的障害者を4人の施設職員で対応しなければならない体制にあったこと、E以外にも暴力的行為におよぶ可能性ある利用者が3人いた状況下であって、「加害者が暴力的行為におよぶ具体的な危険も兆候もない段階から、加害者に常に付き添い、突発的な暴力的行為を未然に防ぐことを求めるとなると、Yに対し、過剰な負担を課すことになり、「Yのような規模や人員の障害者施設における障害者支援の実態に沿わず相当でない」旨判示し、常時の付き添い義務を否定した。また本件事故のような突発的な事故を念頭において壁に緩衝材を備えなければならないとのXの主張に対しても、「本件施設を利用するに当たって怪我を負う可能性のあるすべての場面を想定して、Xだけのために設備を整えることは、非営利の社会福祉法人であるYの施設の運営上、経営上不可能を強いることになる」とし、主張を採用しなかった。

施設側の安全配慮義務の程度は、一般的には人員体制や財政面の制約との兼ね合いで決まってくる側面がある。その意味で、裁判所の判断は妥当であろう。ただし本判決も、事故発生の危険が切迫しており、施設側もこのことを十分認識し得べき状況であるような場合、施設側に特別な対応が求められることを否定するものではない点に留意してほしい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行